芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現行
(業務時間及び休業日)	(管理)
第4条 あしや温泉の施設の業務時間及び休業日は、次のとおりとす	第4条 あしや温泉は、市長が管理する。
<u> </u>	MIX OUT IIIMO, TIXA EXT / Vo
(1) 業務時間	
ア 温浴施設 午後2時から午後11時まで	
イ 駐車場 午前11時から午後11時まで	
ウ 給湯場 午前11時から午後7時まで	
エ 足湯 午前11時から日没まで	
(2) 休業日	
<u>ア</u> 火曜日,第1水曜日及び第3水曜日(国民の祝日に関する法律	
(昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)	
<u>イ</u> 1月1日から1月3日までの日(アに掲げる日を除く。)	
2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、同項	
に規定する業務時間若しくは休業日を変更し, 又は臨時に休業する	
<u>ことができる。</u>	
(駐車場使用料)	
第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円と	
する。ただし、温浴施設の利用者にあっては最初の1時間30分以内、	
足湯の利用者にあっては最初の30分以内は無料とする。	
2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部	
を免除することができる。	

改正案	現行
(入浴料等の還付)	(入浴料等の還付)
第5条の3 既納の入浴料 <u>及び駐車場使用料</u> は、還付しない。ただし、 <u>市</u>	<u>第5条の2</u> 既納の入浴料は,還付しない。ただし, <u>市長が</u> 特別の事由
長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付	があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
することができる。	
(<u>入場の制限</u>)	(使用者の遵守義務)
第6条 市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次の各号のいずれ	第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
かに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができ	(1) あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼすおそれ
<u> 3.</u>	<u>のある行為をしないこと。</u>
(1) 酩酊していると認められるとき。	<u>(2)</u> 他の使用者に迷惑をかけないこと。
(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると	(3) 発火,引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち
認められるとき。	<u>込まないこと。</u>
(3) あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は	(4) その他市長があしや温泉の管理上支障があると認める行為を
及ぼすおそれがあると認められるとき。	<u>しないこと。</u>
(4) 発火,引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち	
<u>込むおそれがあると認められるとき。</u>	
(5) 前各号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理上支障があると	

(市の免責)

第8条 市は、あしや温泉内において生じた次の損害については、賠償 第8条 市長は、あしや温泉内において生じた次の損害については、賠 の責めを負わないものとする。

(1)・(2) (省略)

(管理の代行等)

認められるとき。

第8条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定により、あしや温泉の管理を指定管理者(同項に規定する指 定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(市の免責)

償の責めを負わないものとする。

(1)・(2) (省略)

	改正案
2	2 前項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合
	の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
	(1) あしや温泉の使用の許可に関する業務
	(2) あしや温泉の運営に関する業務
	(3) あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務
	(4) 前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務の
	うち市長が特に必要と認める業務
3	第1項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場
<u>í</u>	合の第4条第2項,第6条,第8条の規定の適用については,第4条第2項
_	中「市長は,特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は,
<u></u>	あらかじめ市長の承認を得て」と,第6条中「市長」とあるのは「指定
<u>1</u>	管理者」と,第8条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替
2	えるものとする。_